

1 はじめに (1ページ)

北九州市自治基本条例に基づく市政運営の評価検討委員会(以下「委員会」という)は、北九州市自治基本条例(以下「条例」という)第29条の規定に基づき、北九州市長より意見を求められたため、条例制定時の議論や経緯、条例に込められた思いも踏まえ、条例に基づく市の取り組みが、条例の趣旨に沿ったものとなっているかについて、活発かつ慎重に審議し、答申を取りまとめたもの。

2 評価方法等 (2ページ)

条例の規定に基づく、市の取り組み(制度や事業など)が、条例の趣旨に沿って運営されているかどうか(市民自治の確立に寄与するものとなっているか)を、制度や事業等の整備・運用状況や実績数値、関連する市民意識調査の結果も踏まえ、評価を行った。特に、市民自治の推進において核となる「情報共有」「市民参画」「コミュニティ」については、集中的に審議した。

3 審議経過 (2ページ)

| 回 | 日程 | 議事 |
|-----|-------------|-----------------------------------|
| 第1回 | H26. 5. 22 | ○委員会の趣旨、スケジュール確認 |
| 第2回 | H26. 7. 25 | ○条例に基づく市政運営の状況等についての審議(情報共有、市民参画) |
| 第3回 | H26. 8. 22 | ○条例に基づく市政運営の状況等についての審議(コミュニティ) |
| 第4回 | H26. 10. 7 | ○答申(案)の検討 |
| 第5回 | H26. 12. 19 | ○答申(案)の検討・承認 |

4 条例に基づく市の取り組み等について (3ページ)

市における、条例の規定に基づく取り組み及び関連する意識調査結果の概要は以下のとおりである。

(1) 総論

市は、条例に対する理解を深めるため、市民や市職員への広報及び研修に努めているが、市民意識調査によれば「条例の認知度」は、4割弱となっている。

(2) 情報共有

市は、多様な媒体や方法で情報提供を行っているが、市民意識調査によれば、情報発信の方法については、「より分かりやすく、情報を整理して発信して欲しい」「情報を入手しやすく、色々な媒体・場所で発信して欲しい」と回答した人が一番多く、共に約4割となっている。

(3) 市民参画

市は、様々な方法で市民の意見を聞いているが、市民意識調査によれば、「市政に対して意見や提案をした経験はない」と回答した人が86.5%となっている。一方、「市政に対して意見や提案をしたいと思う」と回答した人は6割弱となっている。また、あなたの声が市に届き、きちんと対応されていると「感じていない」と思う理由は、「市政に意見や質問を伝える方法が分からない」が最も多く、6割弱となっている。

(4) コミュニティ

市は、市民主体のまちづくりを実現するため、様々な取り組みを行っている。市民意識調査によれば、「住民主体のまちづくりが必要と思う」と回答した人は、約9割となっているが、実際に地域活動を経験した経験がある人の割合は、約半数程度となっている。参加しない理由としては、地域団体や活動に関する情報が不足しているとの理由が4割弱と最も多くなっている。

また、これからの地域活動を支える大切な団体は「自治会・町内会」と回答した人が最も多く(75.4%)、実際に加入していると回答した人の割合は73.9%となっている。自治会・町内会に「加入していない」人にその理由を尋ねたところ、「加入を勧められたことがない」(35.4%)、「役員になりたくない」(28.7%)「加入しなくても日常生活に支障がない」(28.7%)との回答が多くなっている。

5 評価等について (11ページ)

<課題>

○総論

- ・条例に対する理解を深めることが必要
- ・市民は主体的にまちづくりに参加し、市はその活動を支援するという基本的な認識の共有が必要

○情報共有

- ・情報量や媒体などの整理、選択と集中が必要
- ・高齢者など情報弱者への配慮が必要
- ・市民自ら情報を取りに行く姿勢が必要

○市民参画

- ・市民の意見が市の中で検討され、その結果、どうなったかが実感できる取り組みが必要
- ・市民参画の制度をもっと周知することが必要
- ・地域の会合にもっと市職員に出席して欲しい
- ・市政に対する関心を高めることが必要

○コミュニティ

- ・まちづくりに関する情報が市民に届いていない
- ・地域活動や団体に参加するきっかけ作りが必要
- ・地域団体の連携を促進することが必要
- ・NPO・ボランティアの裾野を広げることや、協働に対する理解を深めることが必要
- ・自治会・町内会の活性化が必要(加入率、役員の高齢化や固定化など)
- ・市民センターをより使いやすくすることが必要
- ・まちづくり協議会の活性化が必要

<見直しの方向性(案)>

○総論

- 条例の理解を深める取り組みの継続的な実施
- 「自助、共助、公助」を踏まえた市民と行政の適切な役割分担の推進

○情報共有

- 世代や関心分野に応じた多様な手法による情報発信
- 提供する情報の整理や強弱など発信方法の工夫
- 市政への関心を高める情報提供
- 様々なコミュニティの情報発信への支援

○市民参画

- 市民参画の意義や制度等の市民への周知
- 個々の市民参画制度について、より市民が参画しやすくなるよう仕組みの改善
- 市と市民の日常的なコミュニケーションの機会の拡充、活性化

○コミュニティ

- コミュニティの重要性についての共通理解の醸成
- まちづくりを担う人材の育成
- 自治会・町内会、NPO・ボランティア団体等の活性化・活動促進
- 多様な活動主体による協働の推進
- まちづくり協議会の活性化、市民センターを使いやすくする工夫
- 地域のまちづくり活動に関する情報提供の強化ときっかけづくり
- 市職員のまちづくりへの参加

6 条例の見直しについて (17ページ)

市では、条例の趣旨を踏まえ、市民自治の確立に向け、情報共有や市民参画、コミュニティに対する支援などの取り組みを進めている。条例は、多様な捉え方がある「自治」のあり方について、市が目指すべき姿を明確にしたものであるが、条例制定後、4年を経過した時点での市民意識調査の結果などからは、条例に基づく市の取り組みの効果が十分に発揮されているとは言い難い状況も見受けられる。

委員会では、市の取り組みが、条例の趣旨に沿って運営されているかどうかについて、真摯に議論し、様々な課題を指摘したが、その課題は、市民、議会、行政が、より一層条例に対する理解を深め、条例の掲げる理念や目的を達成するためにまちづくりや市政運営に取り組むことにより、解決していくことが可能と考える。このため、現時点においては条例の特定の条文の改正、追加を行う必要性は特に認められないことを確認した。